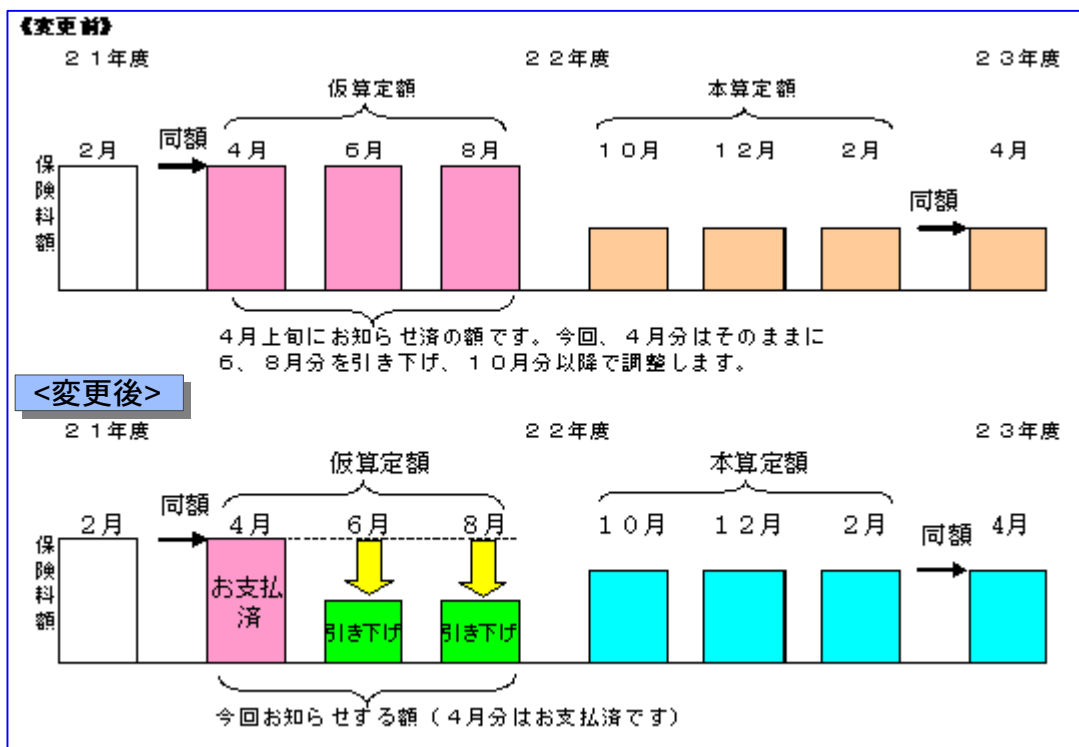


特別徴収（年金天引き）平準化について

年金天引き介護保険料の月別納付額の見直しを行います

介護保険料を年金から年6回の天引きで納めている方で、世帯状況などにより仮算定額と本算定額が大きく異なると想定される方は、6月と8月の天引き額を変更します。これは、皆さんが2ヶ月ごとに受け取る年金額ができるだけ均等になるように、介護保険料の天引き額を変更するものです。

6月と8月の保険料を引き下げる場合



6月と8月の保険料を引き上げる場合

